

観光入込客統計に関する共通基準の概要

- 平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定。
- 平成22年4月からの各都道府県における共通基準に則った調査の実施を推進。

調査プロセス



【観光地点等名簿の整理】

毎年1月1日現在で、観光地点及び行祭事・イベントの新設・改廃、推計対象かどうかを確認します。

【観光地点等入込客数調査】

統計の基礎となる観光地点等ごとの入込客数を把握します。
都道府県内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人数を、観光地点等の管理者、行祭事・イベントの実施者等に月別に報告を求め調査します。

【観光地点パラメータ調査】

都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、属性別の構成比、平均訪問地点数、平均消費額単価等のパラメータを把握します。

【既存統計調査の活用】

以下に示すデータを都道府県別に作成し、提供します。

- ・観光目的別・居住地別の宿泊観光入込客数[四半期・年間]
- ・ビジネス目的・県外の日帰り観光客入込客数[年間]
- ・訪日外国人観光目的別・宿泊／日帰り別の観光消費額単価[四半期・年間]

【統計量の推計・共有・公表】

都道府県が推計し、共有様式にて市区町村、観光庁と共有します。
観光庁は、「全国観光入込客統計」として公表します。

観光入込客統計(〇〇県) 全国観光入込客統計(観光庁)

- 観光入込客数 【四半期別・年間】
- 観光消費額単価 【四半期別・年間】
- 観光消費額 【四半期別・年間】

	宿泊客		日帰り客	
	入込客数	消費額	入込客数	消費額
県内居住者				
県外居住者				
訪日外国人				

共通基準策定までの検討経緯

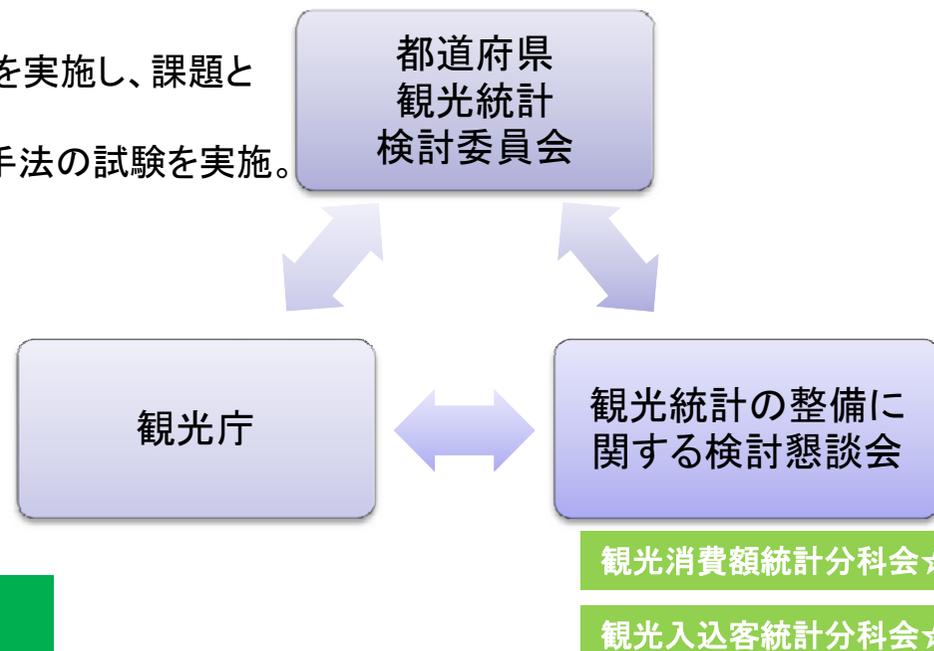
- 17年 5月 観光統計の整備に関する検討懇談会設置
- 17年 8月 我が国の観光統計の整備に関する提言
- 18年12月 観光立国推進基本法成立
- 19年 6月 観光立国推進基本計画閣議決定
- 20年 4月 観光統計の整備に関する検討懇談会中間とりまとめ(平成20年4月22日)
 調査主体となる都道府県等の負担軽減を考慮し、調査の信頼性を確保できる調査手法・推計方法等の「観光入込客統計・観光消費額等統計の方針(ガイドライン案)」をとりまとめ。

平成20年度

- ▶(ガイドライン案)の妥当性・精度等を評価するための試験調査を実施し、課題と対応の方向性について検討。
- ▶倉敷市美観地区(岡山県)で、街並みにおける入込客数把握手法の試験を実施。
- ▶観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会(3月)

平成21年度

- ▶試験調査を拡大して実施。
- ▶「都道府県観光統計検討委員会」を開催(4月、8月、10月)
- ▶観光入込客統計・観光消費額統計合同分科会(9月、12月)
- ▶都道府県等への意見照会。
- ▶観光統計の整備に関する検討懇談会(12月)



平成21年12月 「観光入込客統計に関する共通基準」「同調査要領」の策定